

Japan Tourism Agency Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和3年3月30日 観 光 庁

外国人旅行者が不安なく旅行できる環境整備を目指して

~外国人旅行者向け「伝わる表現」用語集と非常時対応マニュアル作成の指針を作成しました!~

- 〇災害等の非常時において、予備知識のない外国人旅行者でも取るべき行動を分かりやすい表現 で翻訳した「伝わる表現」の用語集を作成しました。
- 〇自治体・観光関連事業者向けに「非常時における訪日外国人旅行者対応マニュアル作成のため の指針」を作成しました。
- 〇 観光庁では、非常時における多言語情報発信手段の強化について、昨年度より「非常時における外国人旅行者の安全・安心の確保に向けた検討会」を開催し、災害等の非常時における外国人旅行者への対応力の強化に向けた検討を行ってきたところです。
- 現在、新型コロナウイルスの影響により、外国人旅行者がほとんど来日していない状況ですが、各 自治体等から、この機会をとらえて非常時の外国人旅行者対応力の強化を進めたいといったニーズが あることから引き続き検討を進めて参りました。
- 〇 この度、今年度の検討会のとりまとめとして、「伝わる表現」の用語集と自治体・観光関連事業者 向けの「非常時における訪日外国人旅行者対応マニュアル作成のための指針」を作成しました。

「伝わる表現」の用語集

- 〇 外国人旅行者は、災害に対する知識などが日本人と異なり、日本での災害対応が理解できないことがあります。このため、日本で使用されている災害用語や避難行動などをそのまま翻訳しても、<u>訪日</u>外国人旅行者にとって重要な「災害時に取るべき行動」が分からないといった課題があります。
- 〇 これまで多言語化されていた用例等について、「災害時に取るべき行動」が具体的かつ簡潔に伝わるよう表現を見直し、<u>新型コロナウイルス対応のための用例などを新たに追加するなど在日外国人対</u>応でも活用可能な「伝わる表現」での用語集を作成しました。(具体的な翻訳例については別添参照)

非常時における訪日外国人旅行者対応マニュアル作成のための指針

- 〇 <u>多くの自治体等は、災害時の外国人旅行者対応のための事前準備ができておらず、対応部局なども</u> <u>定まっていない状況であり、また観光関連事業者も外国人旅行者に対応した災害対応マニュアルの整備が進んでいない</u>等の課題がありました。
- 〇 このため、災害時に外国人旅行者を対応する行政機関や事業者等向けに、<u>より具体的な対応方針を</u> <u>示す</u>ことを目的とした、「非常時における訪日外国人旅行者対応マニュアル作成のための<u>指針」を作</u> 成しました。(具体的な内容例については別添参照)
- ※用語集及び指針は観光庁 HP で公開しています。

[URL] https://www.mlit.go.jp/kankocho/news08 000339.html

【お問い合わせ先】

観光庁 外客受入担当参事官室 担当: 髙野、能勢、丹下

TEL 03-5253-8111(内線 27906、27911) 03-5253-8972(直通) FAX 03-5253-8123